

平成27年度第2回臨時教育委員会会議録

1 開催日時 平成27年12月15日(火) 午後1時30分

2 場 所 七戸庁舎 3階 第1会議室

3 委員氏名 1番委員(委員長) ツクダ ミチオ
附田 道大

2番委員 ウチヤマ マサル
内山 優

3番委員 ヤマモト アツコ
山本 貴子

4番委員 フクダ マサユキ
福田 雅行

5番委員(教育長) ジン リュウコ
神 龍子

4 欠席委員 なし

5 職員氏名 学務課長 ナカノ アキヒロ
中野 昭弘

生涯学習課長 カネミ カツヒロ
金見 勝弘

世界遺産対策室長 オヤマ ヒコイツ
小山 彦逸

学務課長補佐 タムラ ノリオ
田村 教男

<p>附田委員長</p>	<p>本日は、お忙しいところ御出席下さいまして、ありがとうございます。 これより、七戸町教育委員会会議規則第6条第3項の規定により、平成27年度第2回臨時会を開会します。</p> <p>日程第1、会議録署名委員の指名については、七戸町教育委員会会議規則第24条の規定により、4番福田委員と5番神委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定については、本日1日にしたいと思います。 ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>附田委員長</p>	<p>異議なしと認めます。従ってそのように決定します。</p> <p>日程第3、傍聴人の人数の制限についてお諮りします。 会議場が狭いので、傍聴人の人数を七戸町教育委員会会議傍聴規則第3条の規定に基づき、8人に制限したいと思います。 ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>附田委員長</p>	<p>異議なしと認めます。よってそのように決定し、議事を進めます。 日程第4、報告第17号「埋蔵文化財の取扱い基本方針について」を世界遺産対策室長から説明願います。</p>
<p>世界遺産対策室長</p>	<p>(資料に基づき説明)</p>
<p>附田委員長</p>	<p>続いて、町教育委員会の基本方針について教育長から説明願います。</p>
<p>神教育長</p>	<p>(資料に基づき説明)</p>

<p>附田委員長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑はございませんか。</p>
<p>内山委員</p>	<p>3ページにある住宅新築工事に対する基本方針があつて、4ページの埋蔵文化財包蔵地内における建物建築に伴う取扱い基本方針は、3ページの基本方針の下に位置づけられるということですか。</p>
<p>神教育長</p>	<p>3ページにある基本方針はこれまでの方針で、4ページの基本方針へ改正するという事です。</p>
<p>内山委員</p>	<p>3ページの基本方針には、盛土工法で住宅建築をお願いするとありますが、4ページの基本方針に無いのはどういうことですか。</p>
<p>神教育長</p>	<p>新しい基本方針では、県教育委員会指導の基、検討することになりますので、これまでにやってきた内容で御理解・御協力ができる方には、これまで通りでお願いすることになります。</p>
<p>福田委員</p>	<p>今日、臨時会を開いて協議している理由は何ですか。</p>
<p>神教育長</p>	<p>文教厚生常任委員会から1月15日までに、回答して欲しいと要請がありました。あと、後段で話しますが、12月1日付けでこの方針を策定しましたので、急ぐ必要があり臨時会を開きました。</p>
<p>内山委員</p>	<p>新しい基本方針の下にぶら下がっているものは、色んな意味でかなりの数の考え方とかやり方とかがあると思いますが、それを文書にする必要はありませんか。</p>
<p>神教育長</p>	<p>今回の方針については、本来は教育長あるいは教育委員会のところで話し合いをし決定されるべきものですが、今後、個別の案件で教育委員会ではまとまらない場合もあると予想されるということで、町長も含めて話し合いをした結果、新しい方針には町長側も入れて協議するという事にしました。</p>

	<p>このため、この方針の下に、個別具体的なことを文書にするのではなく、その都度検討し、必要があれば町長側も入れて協議し、最終的に町長が判断する場合も出てくるものと思います。</p>
内山委員	<p>今後、この新しい方針を広報なりで町民にアピールしていくということですが、埋蔵地域の地図も合わせて年に1回位は町のホームページに載せることになりますか。</p>
神教育長	<p>ホームページに載せる場合は、年に1回とかではなく、1度載せてしまえばいいと考えています。</p>
附田委員長	<p>新しい方針では、試掘調査を行うか検討するとありますが、これまでは、どのくらい試掘してきましたか。</p>
世界遺産対策室長	<p>これまでは、町の予算的なことから古い基本方針のとおり盛土をお願いし、ほとんどの場合御理解をいただいて試掘はしておりません。ただし、公共工事にかかる場合には、試掘をしております。</p>
内山委員	<p>これからも、対象の地域に建物を立てる場合には、まず盛土をお願いするということですが、盛土をする場合には試掘調査は必要ないということですか。盛土をする場合でも、試掘は必要だと思えますか。</p>
世界遺産対策室長	<p>これまでは、3ページの方針のとおり盛土をお願いして、基礎や路盤を計算して埋蔵文化財が壊されない範囲だと判断して、県教育委員会へ申請して県教育委員会からも大丈夫だと判断されれば、これで建てることができました。</p>
内山委員	<p>新しい基本方針の内容はこれでいいと思いますが、実際に運用していくうえで、この方針の下には色んな考え方や、関わる人がいると思いますので、例えば、町内外の様々な事例を集めるとか、そういった情報を整備していく必要があると思います。</p>
附田委員長	<p>この基本方針では、原則として話し合いで解決していくということ</p>

	<p>であり、そのためには、色々な事例を集めて参考にしていくということは、当然行っていくことだと思います。</p>
附田委員長	<p>その他ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
附田委員長	<p>次に、日程第5、その他に移ります。</p> <p>その他、ございませんか。</p>
神教育長	<p>七戸町における埋蔵文化財包蔵地区での開発、耕作についての情報提供ということで、内山委員から12月4日にファックスで情報提供がありましたので、報告します。</p> <p>(資料に基づき説明)</p>
附田委員長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p>
内山委員	<p>ソーラーパネルの設置事業をする場合に、町に許可申請や届け出は必要ですか。</p>
生涯学習課長	<p>分かる範囲で説明いたします。</p> <p>企画調整課へ、環境に関する県条例に基づく届け出、大規模開発行為に関する届け出、建設課へ、開発行為の届け出が、規模や目的に応じて必要になります。</p> <p>また、設置する土地によっては、農林課や農業委員会への届け出が必要となります。</p>
神教育長	<p>内山委員が今回の個別の案件に質問をしておりますが、個別の案件については、世界遺産対策室長と一緒に対応してきており今後も対応しますが、この会議で、そこまで細かく議論する必要はないのではないのでしょうか。</p>

内山委員	<p>このような、埋蔵文化財包蔵地区での建築、開発、埋め立て、掘り返し等が今後益々出てくると思うので、私が把握している範囲で情報提供し、対策をお願いしたいと考えています。</p>
附田委員長	<p>内山委員からの具体的な情報提供によって、対策が必要だということになり、新しい基本方針が説明されたわけですが、内山委員からの3件の案件についてもこれに基づき対応していくということだと思います。</p>
神教育長	<p>先ほど生涯学習課長からの説明でもあったように、埋蔵文化財包蔵地区に何かをやる場合には、他のいろんな課も関わってくるので、連携をとって基本方針に基づいてやっていくことになります。</p>
附田委員長	<p>色々な課が関わってくるということなので、連絡体制の強化をしていくということではよろしいのではないのでしょうか。</p>
学務課長	<p>ある一定の規模を超えれば、いずれかの届け出が必要になり、規模が小さい場合には届け出が必要ない場合もあるので、埋蔵文化財包蔵地区に係る部分については、どうやって町民へ周知していくかということで、広報やホームページで周知してくことになると思います。</p>
附田委員長	<p>色々意見が出ましたが、埋蔵文化財包蔵地区に関しては、新しい方針で対応し、また、町民へは広報やホームページで周知していき、個別の案件については、当事者との話し合い、関係機関との協議をして解決していくということだと思います。</p> <p>その他ございませんか。</p>
附田委員長	<p>無いようですので、これで本日予定された日程は全て終了しました。よって、本日の会議を閉会します。大変お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">午後2時23分終了</p>

以上の会議録は、学務課長補佐が記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するためにここに署名する。

4番 福田委員

5番 神委員
